

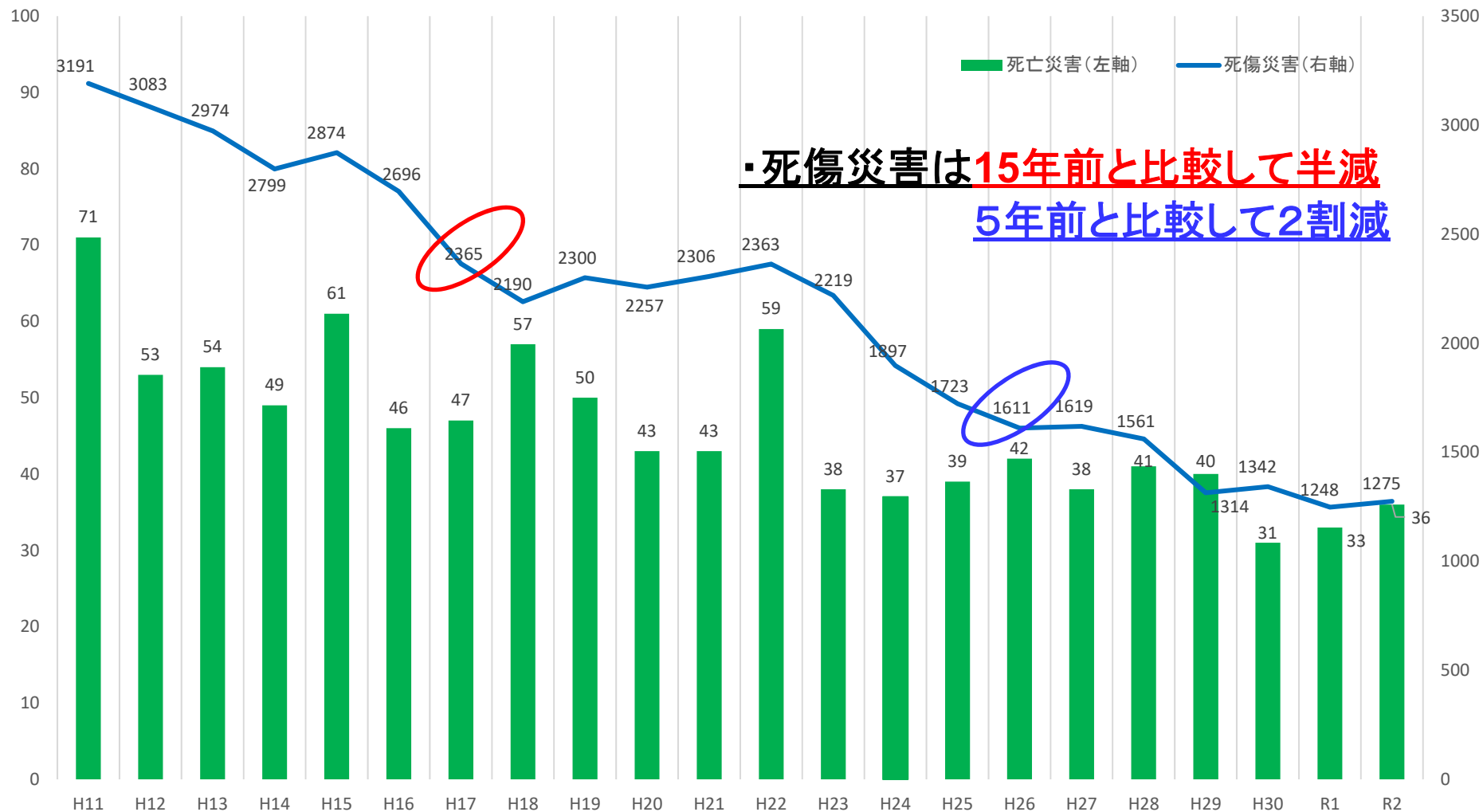
請負事業における 労働災害の防止について

令和3年12月20日

近畿中国森林管理局

1 林業における死傷災害

林業における労働災害発生の推移(人)



出典:労働者死傷病報告(厚生労働省)

○ 死傷災害 令和2年発生状況(業種別)

- ・R2の建設業の死傷災害は前年より206人(1.4%)減少
- ・林業の死傷災害は前年より27人(2.2%)増加

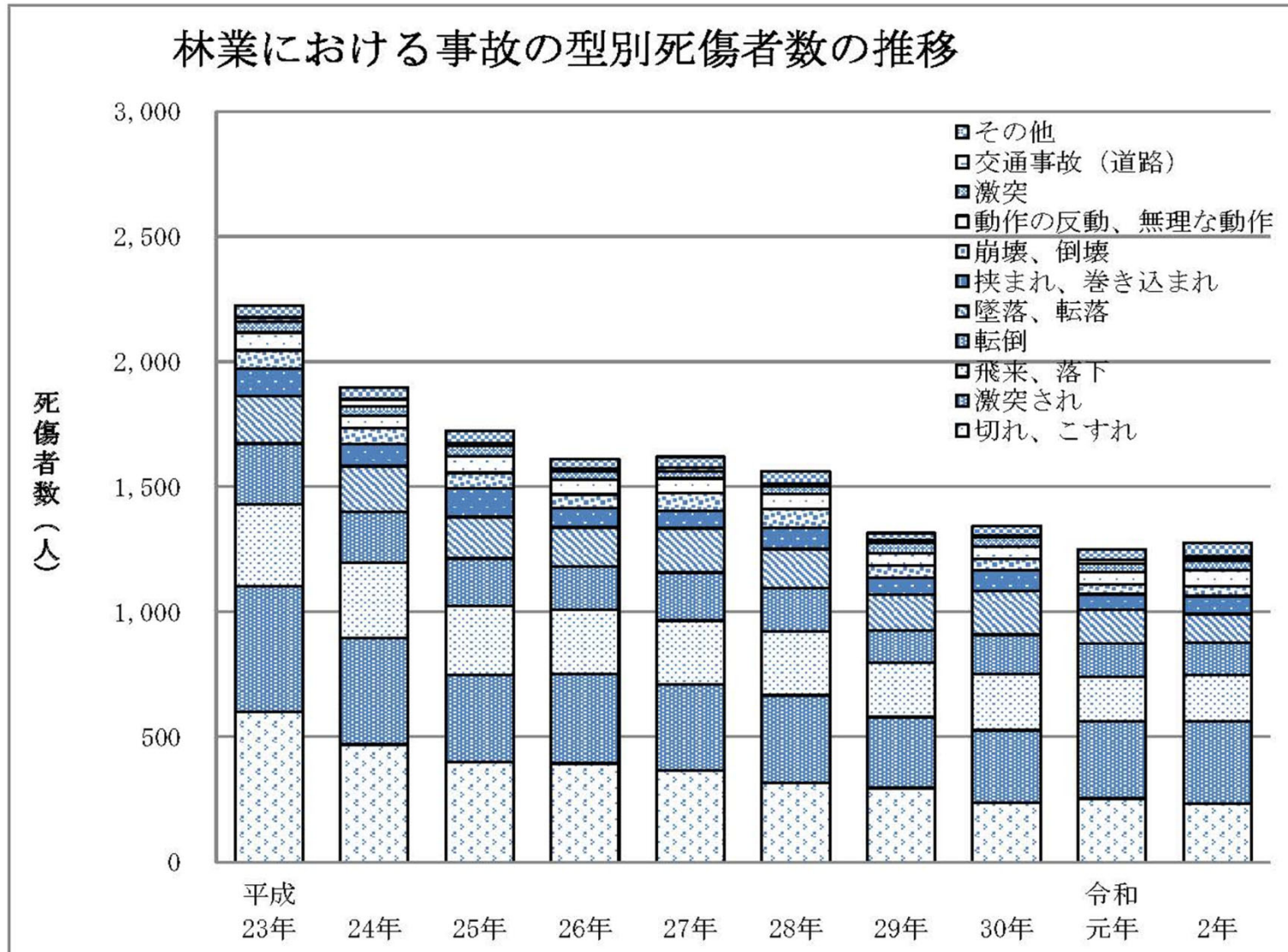
業種	令和2年		令和元年		平成29年		対令和元年比較		対29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	131,156	100.0	125,611	100.0	120,460	100.0	5,545	4.4	10,696	8.9
製造業	25,675	19.6	26,873	21.4	26,674	22.1	-1,198	-4.5	-999	-3.7
鉱業	199	0.2	203	0.2	209	0.2	-4	-2.0	-10	-4.8
建設業	14,977	11.4	15,183	12.1	15,129	12.6	-206	-1.4	-152	-1.0
交通運輸事業	2,706	2.1	3,147	2.5	3,314	2.8	-441	-14.0	-608	-18.3
陸上貨物運送事業	15,815	12.1	15,382	12.2	14,706	12.2	433	2.8	1,109	7.5
港湾運送業	330	0.3	376	0.3	331	0.3	-46	-12.2	-1	-0.3
林業	1,275	1.0	1,248	1.0	1,314	1.1	27	2.2	-39	-3.0
農業、畜産・水産業	3,220	2.5	2,991	2.4	2,781	2.3	229	7.7	439	15.8
第三次産業	66,959	51.1	60,208	47.9	56,002	46.5	6,751	11.2	10,957	19.6

(注) 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載している。

出典:厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(確定)」

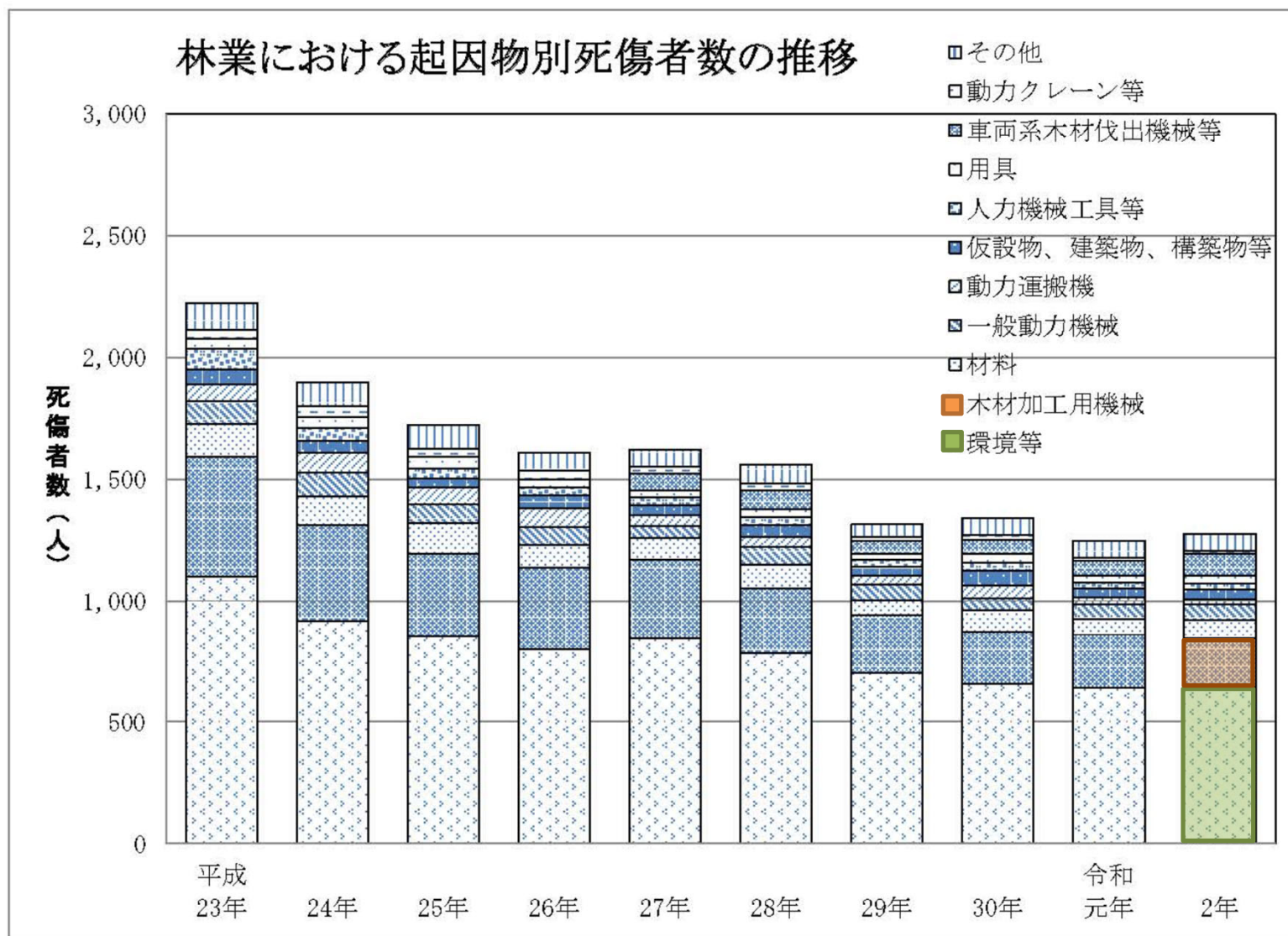
○ 死傷災害 発生状況の推移(型別)

・R2は「激突され」>「切れ・こすれ」>「飛来・落下」>「転倒」>「墜落・転落」



○ 死傷災害 発生状況の推移(起因物別)

・主な起因物は「木材加工機械」、「環境等」



出典:労働者死傷病報告(厚生労働省)

○ 死傷災害 死傷年千人率推移(業種別)

・林業の労働災害発生率は他産業と比較して非常に高い

業種別死傷年千人率(休業4日以上)の推移 平成24年～令和2年

	全産業	製造業		鉱業	建設業	運輸業		林業	農業
		計	木材・木製品			計	陸上貨物運送事業		
平成24年	2.3	3.0	13.1	9.9	5.0	6.3	8.4	31.6	5.7
平成25年	2.3	2.8	11.4	12.0	5.0	6.3	8.3	28.7	5.4
平成26年	2.3	2.9	12.3	8.1	5.0	6.4	8.4	26.9	5.2
平成27年	2.2	2.8	11.2	7.0	4.6	6.3	8.2	27.0	5.2
平成28年	2.2	2.7	11.0	9.2	4.5	6.3	8.2	31.2	5.1
平成29年	2.2	2.7	9.9	7.0	4.5	6.5	8.4	32.9	4.9
平成30年	2.3	2.8	10.9	10.7	4.5	6.8	8.9	22.4	5.2
平成31年/令和元年	2.2	2.7	10.6	10.2	4.5	6.5	8.5	20.8	5.2
令和2年	2.3	2.6	10.5	10.0	4.5	6.5	8.9	25.5	5.8

資料出所:労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1) 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{死傷者数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$$

注2) 死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出した。ただし、平成23年については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において労働力調査の実施が一時困難となったため、労働者数は、役員を含む補完的に推計した値を用いている。

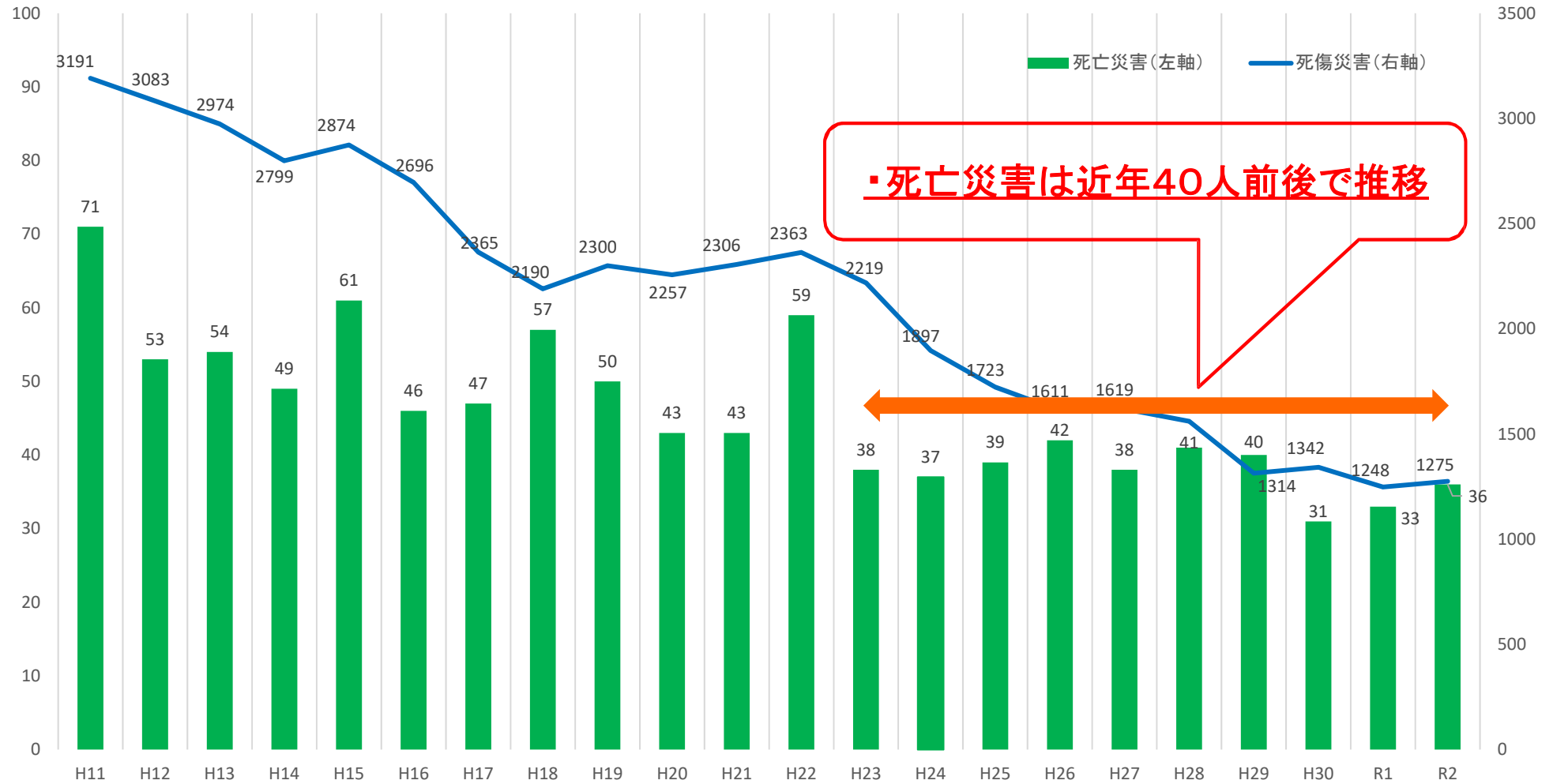
注3) 労働者死傷病報告と労働力調査の業種分類は、細部が異なっていることに留意する必要がある。

注4) 労働力調査の雇用者数は万人単位で公表されているが、年千人率は有効数字にかかわらず小数点以下第1位まで算出した。

注5) 平成23年の死傷者数には東日本大震災を直接の原因とするものを含まない。

2 林業における死亡災害

林業における労働災害発生の推移(人)



出典:労働者死傷病報告(構成労働省)

○ 死亡災害 発生状況(業種別)

- ・R2の建設業の死亡災害は前年より11人(4.1%)減少
- ・林業の死亡災害は前年より3人(9.1%)増加

業種	令和2年		令和元年		平成29年		対令和元年比較		対29年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	802	100.0	845	100.0	978	100.0	-43	-5.1	-176	-18.0
製造業	136	17.0	141	16.7	160	16.4	-5	-3.5	-24	-15.0
鉱業	8	1.0	10	1.2	13	1.3	-2	-20.0	-5	-38.5
建設業	258	32.2	269	31.8	323	33.0	-11	-4.1	-65	-20.1
交通運輸事業	12	1.5	14	1.7	18	1.8	-2	-14.3	-6	-33.3
陸上貨物運送事業	87	10.8	101	12.0	137	14.0	-14	-13.9	-50	-36.5
港湾運送業	4	0.5	7	0.8	8	0.8	-3	-42.9	-4	-50.0
林業	36	4.5	33	3.9	40	4.1	3	9.1	-4	-10.0
農業、畜産・水産業	36	4.5	30	3.6	35	3.6	6	20.0	1	2.9
第三次産業	225	28.1	240	28.4	244	24.9	-15	-6.3	-19	-7.8

(注) 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載している。

出典:厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(確定)」

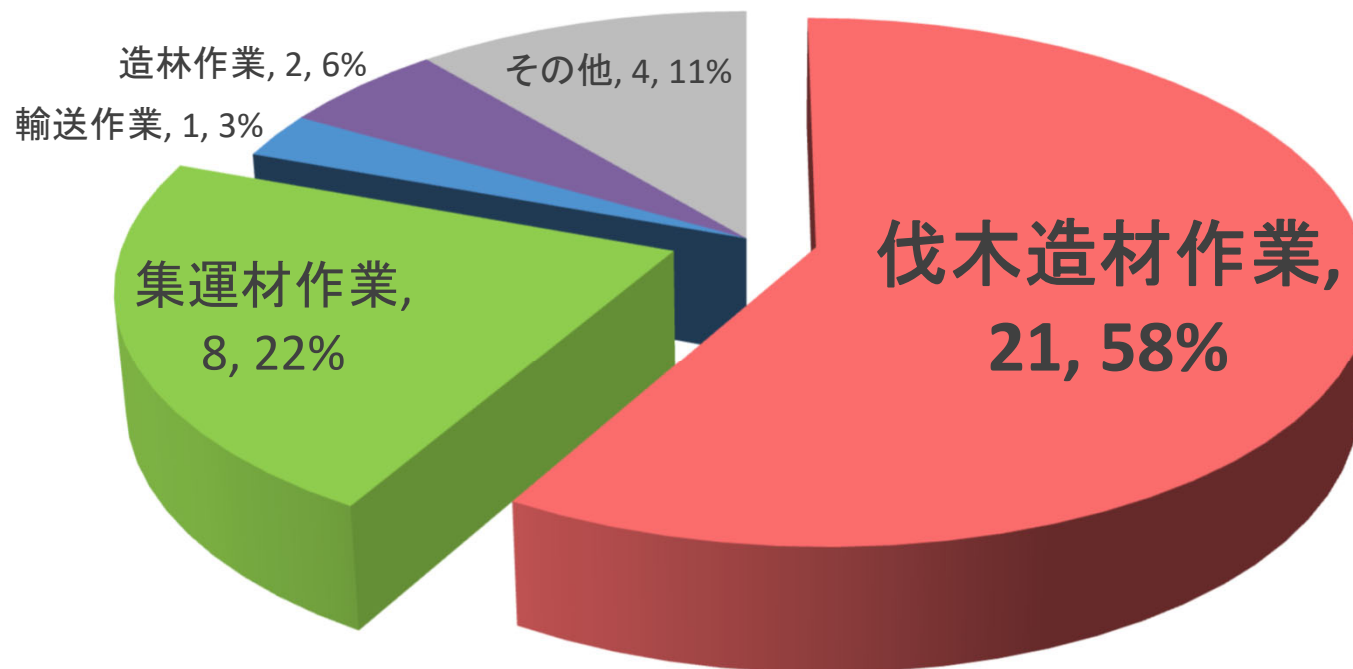
○ 死亡災害 令和2年度発生状況(業種別、月別)

月別	製造	鉱業	建設	運輸	貨物	港湾	林業	第三次産業他	合計
1月	11	0	23	0	7	0	3	22	66
2月	5	1	25	1	10	1	4	18	65
3月	8	0	28	1	7	0	4	28	76
4月	13	1	21	2	5	0	5	24	71
5月	10	1	16	0	5	0	4	14	50
6月	11	1	18	1	9	1	2	16	59
7月	17	0	20	0	6	0	2	25	70
8月	10	0	23	3	5	1	0	26	68
9月	11	1	27	2	10	0	4	16	71
10月	17	0	18	1	4	1	2	23	66
11月	8	2	17	0	8	0	2	20	57
12月	15	1	22	1	11	0	4	29	83
合計	136	8	258	12	87	4	36	261	802

出典:厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(確定)」

○ 死亡災害 令和2年発生状況(作業別)

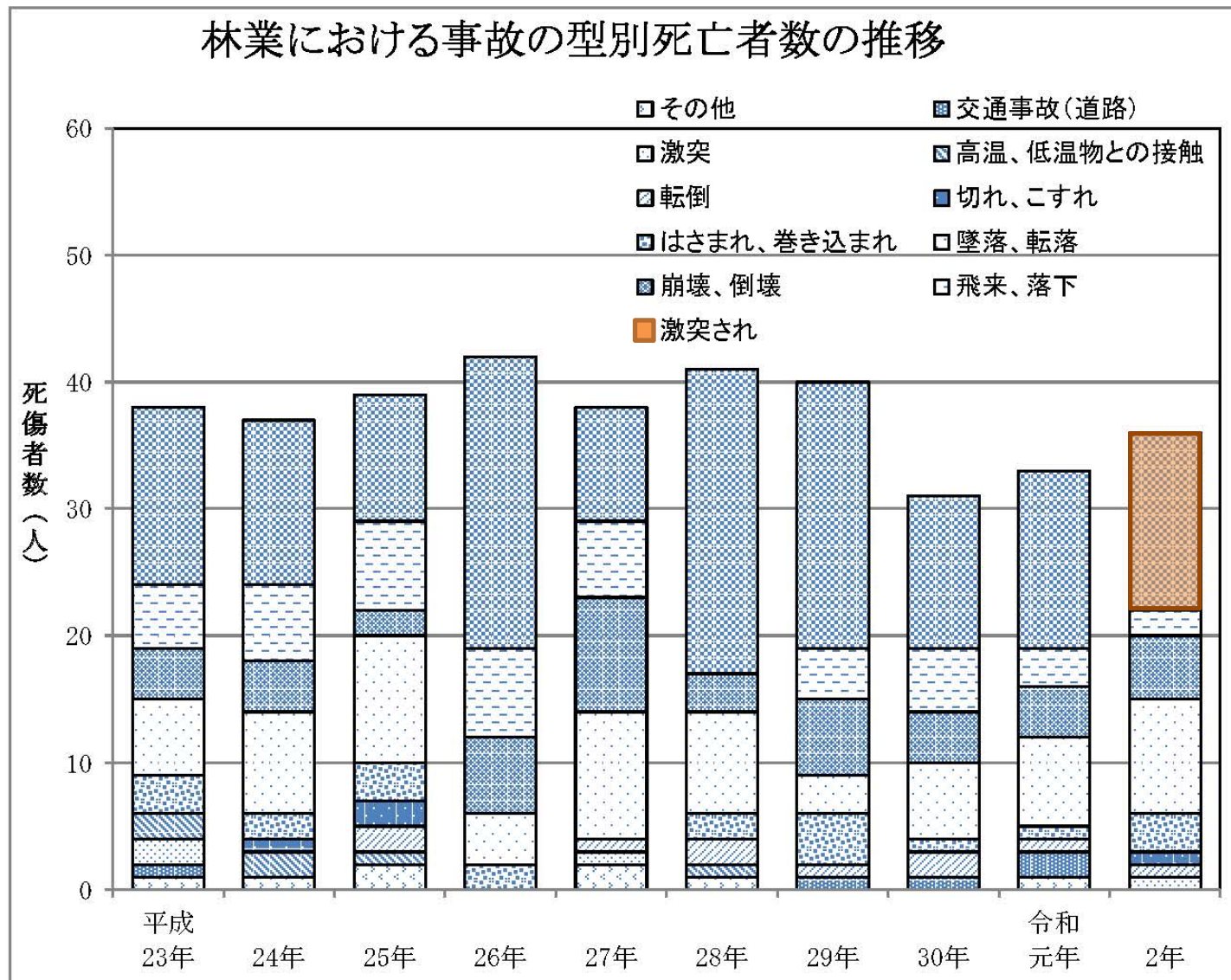
- ・伐木造材作業中の死亡災害が約6割を占める



出典：中央労働災害防止協会「安全衛生年鑑」、林業・木材製造業労働災害防止協会「死亡災害事例」ほか

○ 死亡災害 型別の推移(林業)

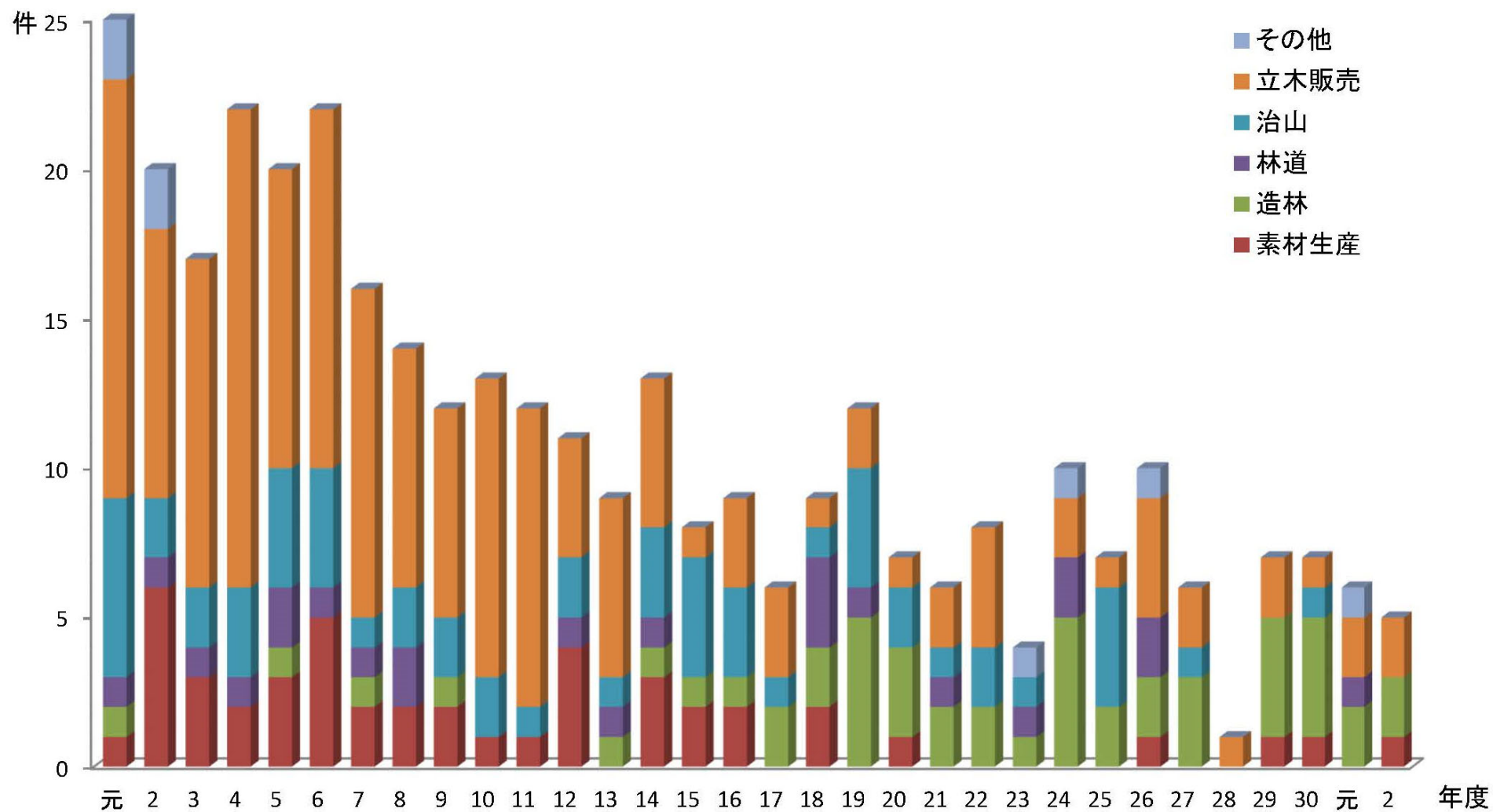
・林業における死亡災害は「激突され」が最多



出典:労働者死傷病報告(厚生労働省)

3 国有林事業における請負事業者等の重大災害発生状況

【平成元年度から令和2年度】



令和2年度 請負事業・立木販売における重大災害発生状況

区 分	請 負 事 業																		立木販売			合計					
	素材生産・造林請負									林道			治山			その他									計		
	生産			造林			小計																				
	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2			
北海道				2	1		2	1											2	1			1		2	2	
東 北			1	1		1	1		2							1			1	1	2	1		1	2	1	3
関 東				1			1						1						2				1		2	1	
中 部						1			1												1						1
近畿中国																											
四 国				1			1				1								1	1					1	1	
九 州					1			1												1				1		1	1
計			1	5	2	2	5	2	3		1		1				1		6	4	3	1	2	2	7	6	5

※1 件数であって、死亡者数ではない

※2 法令上の労働災害に該当しない（被災者が事業主である等）場合については計上していない

※3 上表には掲載されていないが、北海道局の林道事業において、事業主が林道からバックホウごと転落し死亡する事故が発生している。

令和2年度請負重大災害等の分類

事故の型	作業区分		件数	被災概要	注意喚起事項
墜落・転落	林道 修繕	走行中	1	・バックホウで林道の補修を行っていたところ、誤って林道から転落して被災。(被災者が事業主)	<ul style="list-style-type: none"> -チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に安定した姿勢で作業ができるよう足元を整えさせること。 -伐木の作業(伐木等機械による作業を除く)を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。 -伐倒作業に当たり、作業者に事前に立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。 -立木を伐倒しようとする労働者に、退避する場所をあらかじめ選定させること。また、退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。
飛来・落下	伐倒	伐倒中	1	・ハーベスタを降りてチェーンソーで作業の支障木を伐倒し、森林作業道の上に倒れ込んだカラマツ伐倒木付近を移動中、カラマツの枝が何らかの原因で飛来し被災者の背中を強打して被災。	<ul style="list-style-type: none"> -伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じること。 -伐倒の作業を行うときは、一定の合図を定め、作業者にこれらの合図を周知するとともに、作業者に合図を行わせること。
激突され	伐倒	伐倒中	1	・伐倒作業中、木口から裂けたナラノキの元口付近が被災者の右胸部付近(推定)に衝突し被災。	<ul style="list-style-type: none"> -偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、追いつる切りにより伐倒させること。 -追い口切りでくさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことにより伐倒すること。また、くさびの打ち込みで追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。なお、チェーンソーは停止させて引き抜くこと。 -傾斜地では、落下物による危害を受けないよう斜面の上方から刃物を当てること。また、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木等の木材について、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じること。
挟まれ、巻き 込まれ	地拵	枝条整理中	1	・急斜面において末木枝条の整理中、ナラを安定させ滑落を止めていた力枝を切断すると同時にナラが滑落し、巻き込まれるように約10m滑落しナラの木の下敷きになり被災。	<ul style="list-style-type: none"> -車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないこと。 -車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者に合図を行わせるとともに、運転者は、合図を指差し呼称などで確認し、他の作業者が安全な位置に退避していることを確かめた後に、クラクションを鳴らし、車両の発進等を行うこと。 -荷台を有する走行集材機械を走行させるときは、当該走行集材機械の荷台に労働者を乗車させてはならないこと。
	伐倒	走行中	1	・林内作業車が移動する際、被災者の存在を十分に確認せず前進したため、林内作業車の前方に倒れ込んでいた被災者が轢かれて被災。	<ul style="list-style-type: none"> -車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業に係る場所や伐倒する立木等について調査し、調査結果により知り得たところに適応する作業計画を定めて作業を行うこと。チェーンソーによる伐木等作業においても同様に作業計画を定めて作業を行うこと。 -車両系木材伐出機械の運転者が運転位置から離れるときは、木材グラブ等の作業装置を最低降下位置に置くこと。 -労働者を車両系木材伐出機械の運転等の危険な業務に従事させるときは当該業務に関する特別教育を行うこと。
切れ・こすれ	伐倒	伐倒中	1	・追い口切りの後、木が倒れだすと同時にチェーンソーを回転させながら引き抜いた際、のけぞって後ろに倒れソーチェーンが左内股に当たり被災。	<ul style="list-style-type: none"> -路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させること。また、運転者は誘導者が行う誘導に従うこと。 -路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転落時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めること。 -労働災害が発生したときは、事業場の事務所及び消防機関等救急機関に連絡を行うとともに、請負標準仕様書等に基づき、ただちに発注者に報告すること。
計			5		

注1 事故の型は、厚労省区分による。

注2 法令上の労働災害に該当しない場合等(被災者が事業主であるなど)については件数を計上していない。

令和3年度 請負事業等における重大災害の発生状況（概要）

（令和3年12月20日時点）

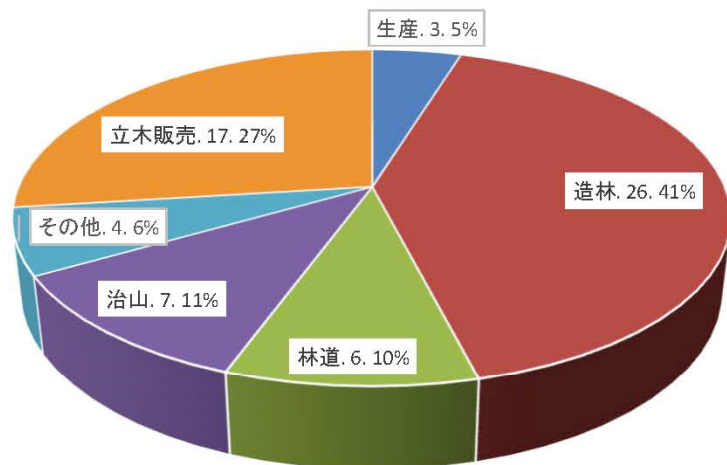
NO.	局・署	事業の種類	発生日	性別	年齢	従事作業	概 要
1	東北局 盛岡署	治山	4月27日	男	63	資材運搬路 作設作業	現場の状況から被災者は、地すべり工事作業道の終点から作設中の資材運搬路（幅員約2.2m）の約40m地点（傾斜約50度）において掘削作業中に、何らかの原因で路肩側（落下後の幅員約1.5m、傾斜約50度）が崩れ、斜面約65m下に転落したと思われる。被災者はバックホウのそばで横になっている状態で発見され、バックホウ損傷状態（キャビンが潰れ、運転席のドアも閉じている）から自力で脱出することは考えにくいこと、シートベルトを使用した形跡がなかったことから転落の際に運転席にいた被災者が放り出されたものと推測される。
2	東北局 津軽署	造林	7月31日	男	42	伐倒作業	現地の状況から、被災者はスギ7本を伐倒し、スギ8本目（胸高直径52cm、長さ29m）を伐倒したところ、伐倒木と地上18メートル付近でフジのつる絡みになっていたスギ（胸高直径32cm、長さ19m）が伐倒木に引っ張られ、根むくれ状態で被災者の背中に激突し、下敷きになったものと推定される。
-	四国局 高知中部署	造林	7月20日	男	65	車両運転	現地の状況からすると、被災者は通勤車両（ミニバス）を運転し請負現場へ向かう途中、転落箇所（下り勾配で緩やかな外カーブ）にさしかかった際に、何らかの原因で林道路肩より、林道下（林地傾斜約41度・斜距離約120m）へ転落したものと推定される。
3	九州局 治山課	治山	10月12日	男	70	荷掛作業	被災者は、移動式クレーンBの荷台に積んでいた4袋の大型土のうを移動式クレーンAへ積み替える作業に従事。被災者は2袋目の大型土のうにフックを掛け、荷台の安全と思われる場所に退避していたが、何らかの理由により、待避していた場所から荷台後方へ移動（大型土のうには接触していない）していたため、同僚Bが「危ない」と声を掛けたと、被災者は驚いた様子（推定）で、移動式クレーンBの後アオリ（高さ0.4m）に足をとられ、高さ1.2mの荷台から地面へ後ろ向きに落下して受災した（保護帽は着用していた）。

※ 四国局高知中部署の災害は、被災者が事業主の災害である。

○国有林野事業における請負事業者等の重大災害の発生状況(事業別件数)

【平成23年度～令和2年度】

	生産	造林	林道	治山	その他	立木販売	計
H23		1	1	1	1		4
H24		5	2		1	2	10
H25		2		4		1	7
H26	1	2	2		1	4	10
H27		3		1		2	6
H28						1	1
H29	1	4				2	7
H30		5		1		1	7
R元		2	1		1	2	6
R2	1	2				2	5
計	3	26	6	7	4	17	63



造林、立木販売事業で多発

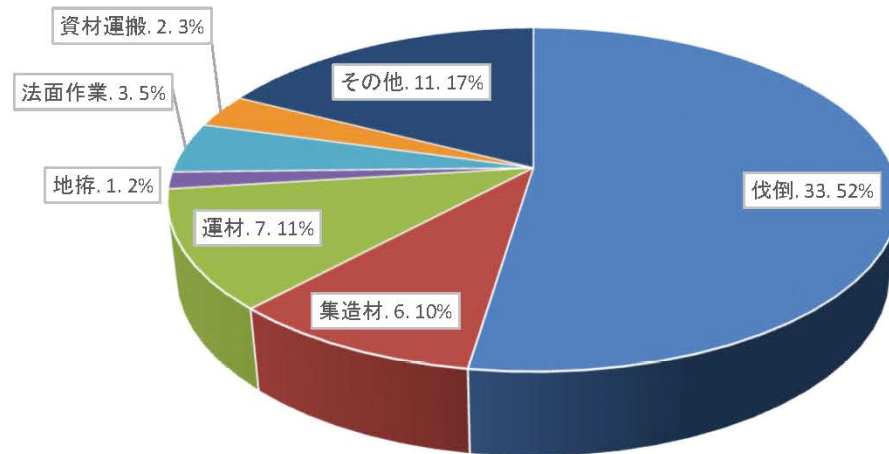
※ 造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※ 労災対象外の死亡災害は含まない。

○国有林野事業における請負事業者等の重大災害の発生状況(従事作業別)

【平成23年度～令和2年度】

作業種別		伐倒	集造材	運材	作業路作設	地拵	法面作業	型枠作業	資材運搬	その他	合計
事業別	生産	2	1	1							4
	造林	16	1	3		1				4	25
	その他			2						2	4
	立木販売	13	4	1							18
	計	31	6	7	0	1	0	0	0	6	51
治山・土木	林道						1		2	3	6
	治山	2					2			2	6
	計	2	0	0	0	0	3	0	2	5	12
合計		33	6	7	0	1	3	0	2	11	63



伐倒作業が5割超

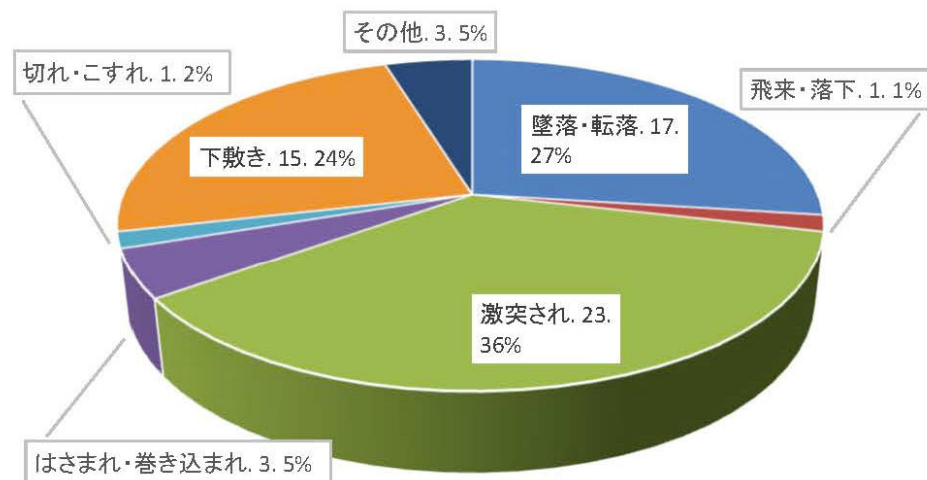
※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※ 労災対象外の死亡災害は含まない。

○国有林野事業における請負事業者等の重大災害の発生状況(事故の型別)

【平成23年度～令和2年度】

事故の型		墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	下敷き	交通事故(その他)	その他	合計
事業別	生産					2		1	1			4
	造林	3		1		10	3		8			25
	その他	1							1		2	4
	立木販売	4				9			3		1	17
	計	8	0	1	0	21	3	1	13	0	3	50
治山・土木	林道	6										6
	治山	3				2			2			7
	計	9	0	0	0	2	0	0	2	0	0	13
合計		17	0	1	0	23	3	1	15	0	3	63

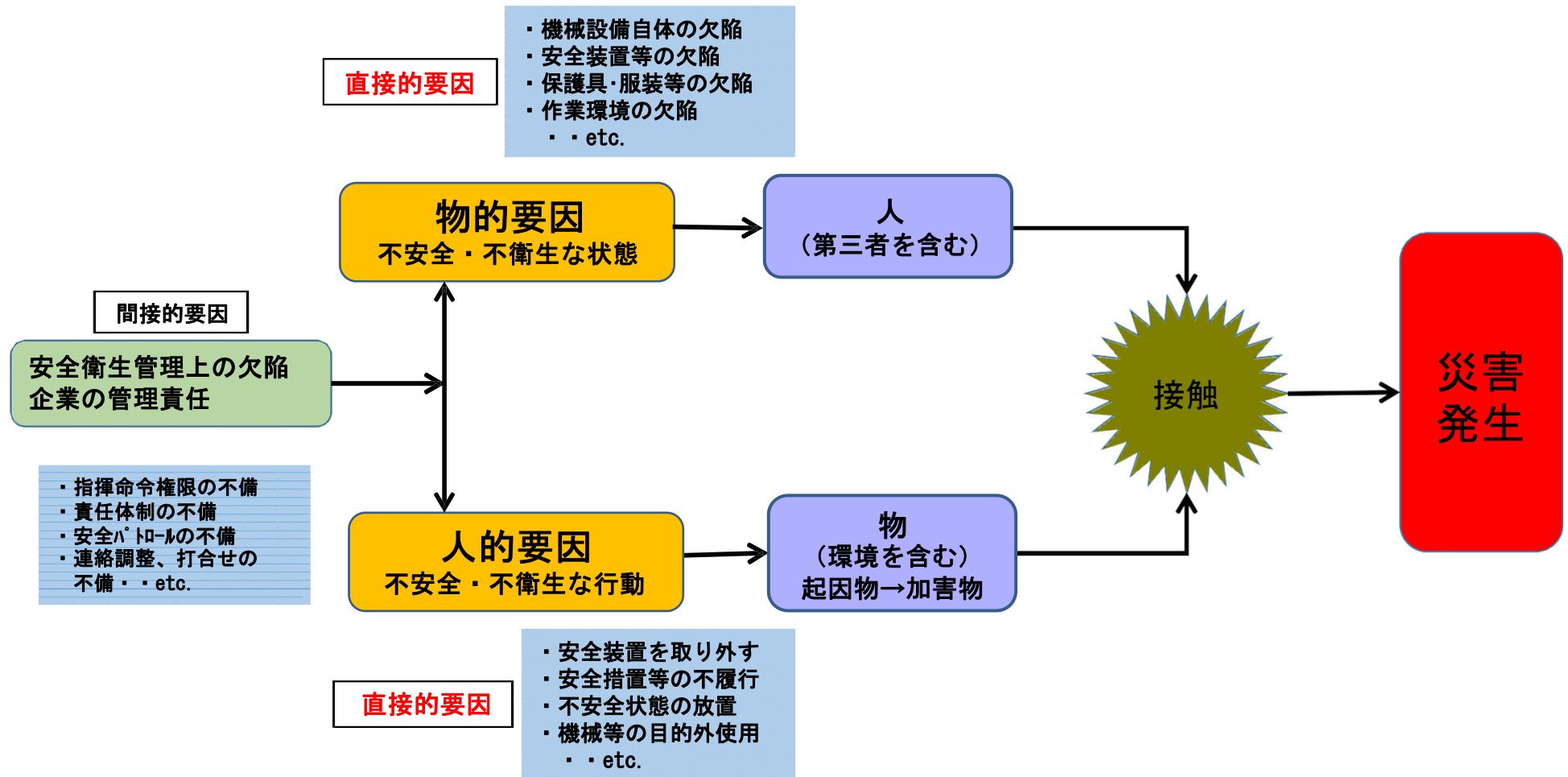


※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※ 労災対象外の死亡災害は含まない。

4 なぜ労働災害は起こるのか

労働災害発生のしくみ



5 労働災害の発生と企業の責任

